

## 大宜味村農村活性化センター経営団体募集要綱

### イ. 目的

活性化センターの施設を利用し農林水産物の展示販売とこれらの産物を活用した料理の提供、さらに村民の健康増進、文化伝承や情報の受発信を通じて都市と農村の交流を促進し本村の特産品の振興及び雇用の場の確保を図り、農林漁家等の所得の向上と地域の活性化に資することを目的とする。

### ロ. 募集内容

施設名	箇所	使用面積	使用料
販売所 A	1 箇所	25 m <sup>2</sup>	7,000 円/月

ハ. 募集期間 令和7年6月10日(火)～令和7年6月30日(月)

二. 営業開始 令和7年8月以降を目処に調整

### ホ. 申込条件

#### 【1】該当事項

- ①村内の特産品や農産物等の販売
- ②村内で取れる材料を使った料理の提供や食文化の伝承・向上に努める。
- ③立地や資源を活かした産業振興

#### 【2】遵守事項

- ①管理人の不在日は来客者等の対応をすること(郵便物の受取や観光案内、出入口の開閉など)  
※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準ずる
- ②毎週火曜日を休館日とする(但し、村と経営団体との協議により、開館も可能とする。)
- ③電気・ガス・水道料金等は利用者負担とする
- ④大宜味村農村活性化センター運営方針に従うこと
- ⑤宿泊施設、事務所としての使用は原則出来ない
- ⑥年に一度は収支報告をすること
- ⑦週5日以上営業を行うこと(土日、祝日の営業を行うことが望ましい)

### ヘ. その他

- ①現金の他にキャッシュレス決済方法を取扱う事業者を優位とする。
- ②申込団体は大宜味村内の団体であること。  
大宜味村の団体の定義は以下の通りとする。
  - ・大宜味村在住者が代表者の団体
  - ・大宜味村に法人登録されている団体
  - ・大宜味村外在住でも村内での活動実績のある団体